

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成30年12月31日 04時23分ごろ
発生場所	東京湾アクアライン東水路（東京湾アクアライン海ほたる西方灯標） 東京湾アクアライン海ほたる灯から真方位310° 890m付近 （概位 北緯35° 28.2′ 東経139° 52.0′）
事故の概要	貨物船北清丸は、北東進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成31年1月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 北清丸、748トン
船舶番号、船舶所有者等	141549、木村汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷中央部ハンドレールに曲損 灯標 上部架台に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.7m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、北東進中、船長が、1人で船橋当直に当たり、東京湾アクアライン海ほたる西方灯標（以下「本件灯標」という。）を右舷方に見て通過しようとしていたところ、船首方に網又は仕掛けの場所を示す灯光（以下「本件灯光」という。）を複数認め、本件灯光と本件灯標との間を通航することとして少し右転した。</p> <p>本船は、船長が、本件灯光に意識を向けていたところ、左舷方からの風に圧流され、本件灯標が船首方間近に接近していることに気が付き、右舵を取ったものの、本件灯標に衝突した。</p>
分析	本船は、北東進中、左舷方から風力5の北西風を受ける状況下、船長が、船首方の本件灯光を避けて本件灯光と右舷方の本件灯標との間を通航する際、本件灯光に意識を向けて航行を続けたことから、圧流されて本件灯標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北東進中、左舷方から風力5の北西風を受ける状況下、船長が、船首方の本件灯光を避けて本件灯光と右舷方の本件灯標との間を通航する際、本件灯光に意識を向けて航行を続けたため、圧流されて本件灯標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、特定の方向のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。・ 風向、風速等を考慮し、灯標等から十分な距離を確保して航行すること。
--	--